



ベトナム新投資法の改正点の概要

1. はじめに
2. 改正点の概要
3. 当局側の対応の混乱
4. 終わりに

弁護士 萩原 亮太
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ティ・ホアイ・イエン
 弁護士(ベトナム資格) ダオ・ハイ・リン
 弁護士(ベトナム資格) グエン・ドゥク・ホア

本ニュースレターは東京共同会計事務所の2026年3月26日付け Vietnam Newsletter に寄稿したものです(<https://www.tkao.com/news/newsletter-2026-1/>)。

1. はじめに

新投資法(Law No. 143/2025/QH15、以下「新法」といいます。)が、2025年12月11日に制定されました。

新法の施行日は規定毎に異なり、①鉄道法を改正又は補充する規定は2026年1月1日から、②条件付投資経営事業分野に関する第7条及び別紙IVは2026年7月1日から、③その他の規定は2026年3月1日から施行となっています(新法第51条第1項ないし第3項)。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2026

そして、これに伴い従前の投資法(Law No. 61/2020/QH14(その後の法令¹)により修正補充)、以下「旧法」といいます。)は、上記②に対応する旧法の規定を除いて(同規定は2026年7月1日失効予定です。)、失効しました(新法第51条第4項)。

また、本稿執筆時点において、新法の詳細を規定した下位法令は制定等されていません。

例えば、新法の施行細則議定である、「投資法のいくつかの条項の詳細を規定し、施行を案内する議定」についても、2026年2月2日付の第2版草案(以下「施行細則草案」)が公表等されたに過ぎない状況にあります²。その結果、当局側の対応にも一定の混乱が生じています。

旧法からの改正点は多岐に亘るところ、本稿では、紙面の許す限り、新法の改正点の概要を簡単に取り上げると共に、当局側の対応の混乱についても簡単に言及します。

2. 改正点の概要

(1) 投資登録証明書と企業登録証明書の取得手順の変更

新法では、投資登録証明書(IRC)³と企業登録証明書(ERC)⁴の取得手順が変更されました。

まず、旧法では、外国投資家(外国企業・外国人)が、ベトナムで企業を設立するには、一定の場合を除き、まずIRCの取得手続きを行い、IRCを取得した上で、企業法⁵に基づいてERCを取得する必要がありました(旧法第22条第1項第c号)。

このIRCの取得には一定の時間を要するため(法文上は、当局が適法な申請書類を受領してから10日以内に発給されることになっていましたが(Decree 31⁶第36条第3項)、実務上、それよりも多くの時間を要することも多く(2-3か月又はそれ以上に掛かることもあり得ます。))、一定の不都合(例えば、企業設立後に向けた人材の確保での不都合等)が生じる場合もありました。

この点、新法では、「外国投資家は、投資登録証明書の発給、調整手続を実施する前に、投資プロジェクトを実施する経済組織を設立することができ、また、経済組織設立手続を実施するときに、本法第8条に規定する外国投資家に対する市場アクセス条件を充足しなければならない。」と規定しています(新法第19条第2項)。

この規定及び新法の他の規定上、(A)ERCを先に取得して、IRCを取得するという手順のみが認められているのか、あるいは、(B)ERCを先に取得して、IRCを取得するという手順の

¹ 具体的には、旧法は、Law No. 72/2020/QH14、Law No. 03/2022/QH15、Law No. 05/2022/QH15、Law No. 08/2022/QH15、Law No. 09/2022/QH15、Law No. 20/2023/QH15、Law No. 26/2023/QH15、Law No. 27/2023/QH15、Law No. 28/2023/QH15、Law No. 31/2024/QH15、Law No. 33/2024/QH15、Law No. 43/2024/QH15、Law No. 57/2024/QH15、Law No. 90/2025/QH15により修正補充されています。

² <https://moj.gov.vn/qt/tintuc/Pages/chi-dao-dieu-hanh.aspx?ItemID=5896>

³ 投資登録証明書(IRC)とは、投資プロジェクトに関する投資家の登録情報を記録した紙又は電子での文書をいいます(旧法第3条第11号、新法第3条第11号)。

⁴ 企業登録証明書(ERC)とは、企業登録に関する情報を記録した紙又は電子での文書であり、経営登録期間が企業に対し発給するものをいいます(企業法第4条第15号)。

⁵ 企業法:Law No. 59/2020/QH14(Law No. 03/2022/QH15、Law No. 76/2025/QH15により修正補充)

⁶ Decree 31:Decree No. 31/2021/ND-CP(Decree No. 35/2022/ND-CP、Decree No. 10/2024/ND-CP、Decree No. 23/2024/ND-CP、Decree No. 115/2024/ND-CP、Decree No. 19/2025/ND-CP、Decree No. 97/2025/ND-CP、Decree No. 163/2025/ND-CP、Decree No. 165/2025/ND-CP、Decree No. 168/2025/ND-CP、Decree No. 239/2025/ND-CPにより修正補充)

ほか、旧法と同様に、IRC を先に取得して、ERC を取得するという手順も可能なのかについては必ずしも判然としません(施行細則草案上も判然としません。)

そこで、ハノイ市、ホーチミン市、ダナン市の財政局に対するヒアリングを実施したところ、ホーチミン市、ダナン市の財政局からは回答を拒否されましたが、ハノイ市財政局からは、(B)の解釈である、即ち、外国投資家は、何れにするか選択することが可能であるとの回答がありました。

また、2025年10月25日に実施されたホーチミン市弁護士会主催の新法等に関する研修においても、(B)の解釈であるとの説明がなされていたとの情報もあります。

そうすると、(B)の解釈であるということになりそうだと、一応思われますが、当局の担当者により判断が分かれる可能性は否定できず、ベトナムでの企業設立を行うに当たっては、事前に申請先となる当局に確認の上進めるのが安全なように思われますし、今後の動向には注視する必要があります。

(2) 条件付投資経営事業分野の削減等(2026年7月1日から施行)

新法では、旧法に比して、条件付投資経営事業分野のリストから、税務手続代行サービス事業、雇用サービス事業、労働者派遣サービス事業等の39事業を除外し、総数が、237事業から198事業へと削減されました(旧法第7条第1項、別紙IV、新法第7条第1項、別紙IV)。

ここで、条件付投資経営事業分野とは、ベトナム国内投資家及び外国投資家を問わず、当該事業の実施に当たって一定の要件の充足、許可証の取得等の条件が付されているもので、今回除外された事業については、今後、当該規定の施行日(2026年7月1日)に向け、関連法令の改正等が行われるものと思われます。

(3) 外国人投資家に対する市場アクセス制限付分野

他方、外国投資家に対する市場アクセス条件が設定されている事業分野に関する、外国人投資家に対する市場アクセス制限付分野については、旧法と新法の下で実質的な変更がないように思われます。即ち、旧法に基づく外国人投資家に対する市場アクセス制限付分野は、Decree 31の別紙Iに規定されているところ、施行細則草案の別紙Iではほぼ変更はありません。

勿論、実際に制定される場合には、内容が異なっている可能性はあるものの、施行細則草案の内容を踏まえる限り、基本的には、外国人投資家に対する市場アクセス制限付分野に関しては、旧法と新法で特段の違いは生じないのではないかと想像されます。

3. 当局側の対応の混乱

新法が施行されたものの、新法の詳細を規定した下位法令は制定等されていない状況のため、当局側においても一定の混乱が生じています。

例えば、ハイフォン市財政局は、2026年3月2日に、ハイフォン市公共行政サービスセンター宛に、投資登録に関する行政手続書類受理の一時停止に関する公文書(No. 1623/STC-KTDN)を发出し、概要、下位法令が制定されるまで、投資法関連の手続書類の受理を一時停止するとしました。

上記のような混乱を踏まえてか、その後、財政省は、2026年3月4日に、各省、中央直轄市の人民委員会、財政局等宛に、新法の施行の実施に関する公文書(No. 2519/BTC-PC)を发出し、概要、新法の規定に適合する範囲において、旧法に基づく下位法令に従い、引き続き申請書類の受理及び処理を行うよう要請する事態となり、一応、混乱は解決されたようには見えます。

但し、実際には、“新法の規定に適合する範囲”が不明確であるため、新法の下位法令が制定等されるまでは、当局の担当者が万が一の場合に責任を負うこと等を恐れて、何らかの理由を付けて、申請書類の受理を拒否する等の事態が発生する可能性も相応にあるようには思われます。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2026

4. 終わりに

上記 2 の改正点に加えて、新法では、例えば、工業団地、輸出加工区、ハイテクパーク、集中型デジタルテクノロジーパーク、自由貿易区、国際金融センター、又は経済特区内の機能区における投資プロジェクトに対する特別投資手続が新設される(新法第 28 条)等、多数の改正点があることにはご注意ください。

また、上記 1 のとおり、新法の詳細を規定した下位法令は制定等されておらず、上記 3 のとおり、当局側の対応に混乱が生じていること等から、これらの下位法令の最新状況含めた今後の動向についても引き続き注視するのが望ましいと思われまます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上